

松江藩財政に関する覚書

伊藤昭弘

はじめに

松江藩の財政については、明和4年（1767）度（9月～翌年8月が一年度）から天保11年（1840）度までの収支をまとめた「出入捷覧」⁽¹⁾という史料が伝存し、安澤秀一氏によってデータ化・分析されている⁽²⁾。また『松江市誌』には嘉永4年（1851）の松江藩資産目録というべき史料が掲載されており⁽³⁾、安澤氏は「出入捷覧」の分析とあわせ、松江藩の財政運営について「表向き窮迫、内実裕福を作り上げるための知恵の所産だったのではなかろうか」という、注目すべき見解を提示している⁽⁴⁾。

筆者は安澤氏の見解に全く同意であり、これまで分析してきた萩藩⁽⁵⁾・佐賀藩⁽⁶⁾・松代藩⁽⁷⁾においても、同様のことがいえると考えている。ただ具体的な松江藩の財政構造については、筆者は安澤氏の見方に異論がある。そのため本稿では、「出入捷覧」および嘉永4年資産目録からみた松江藩の財政構造を、筆者なりに論じたい。

また、これまで筆者が検討した諸藩と同様、松江藩の資産も多くは融資などにより運用されていた。本稿ではその運用実態をみることで、藩財政と藩領経済との関係を考える材料としたい。

1. 松江藩の財政構造について

(1) 「出入捷覧」について

「出入捷覧」は、以前筆者が検討した⁽⁸⁾佐賀藩の財政史料「大目安」のように細かい収支項目は記されず、74ヶ年度分の収支の概略をみるためにまとめられた1冊の史料である（佐賀藩「大目安」は、1年度につき1冊）。安澤氏は、財政立て直しに成功した財政担当部局⁽⁹⁾の功績に対する顕彰行為として、「出入捷覧」が作成されたと推測される⁽¹⁰⁾。文久3年（1863）に藩主斉貴が死去した際、「出入捷覧」は「斉貴御手許の長持」に「御遺書」などとともに納められ⁽¹¹⁾、藩主の什物として扱われており、安澤氏の推測を裏付ける。やはり「出入捷覧」にみる財政運営—明和4年（1767）に開始された「御立派」改革—を理想的な政治と位置づけ、歴代藩主に知らしめる目的があったのだろう。その意味では、「出入捷覧」作成過程において何らかの作為が込められた（財政運営が成功したとみえるように作られているのではないか）可能性もあるが、「出入捷覧」作成のもととなった財政史料は今のところ確認できず、検証は不可能である。本稿では、「出入捷覧」を松江藩の財政実態を反映した史料と捉え、松江藩財政の構造分析に利用したい。

「出入捷覧」の収支は、基本的に表1に挙げた項目にまとめられている。収入は「御成稼（年貢収入）」など6項目で74年間変化しない。「米金差引元寄」は、米支出に充てる13万俵余を差し引いた残米を換金したかたちとなっている。支出も藩主家の人々の構成などに変化があるが、やはり基本的に項目は同じである。また江戸と国元の「臨時御入用」には内訳が記されており、国元の分には「御借財御返弁」が含まれている。

そのほか収入・支出とは別に、「御金蔵御有金」という項がある。さらに付箋が多数貼り付けてあり、「出入捷覧」冒頭の凡例によれば、それらの付箋には「年数相懸候金弐千両以上之御費用」と「御蔵払ニ相成候御入用」が記されており、前者のみ支出にも計上されている。なお前者にはいずれも「所務」という文言があり、表1に示した収支を松江藩では「所務」と呼んでいたようである。そのため本稿で

表1 「出入捷覽」明和4年度
元(収入)

項目	金(両)	米(俵)
御成稼・寸志米共	300,496	
種貸・追貸利米		9,000
諸役所并人別年賦上納類	17,408	883
小物成銀	2,085	
大根島雜穀代	283	
古志原銀納	22	
米金差引元寄	69,014	133,534

払(支出)

項目	金(両)	米(俵)
御召物代	500	
御手元金	-	
御隠居様・駒次郎様	3,800	
御前様	1,616	
五百姫様	666	
幾百姫様	666	
連三郎様	666	
歌木殿・喜代美	701	
江戸諸役所其外定用	17,492	
江戸臨時御入用	11,666	
江戸闇月御手当		
火之御番 増上寺	360	
江戸御入用惣〆	38,158	
御道中銀	-	
京・大坂御入用	3,000	
御家中御擬作	10,771	92,042
江戸勤番拝借引越米・八歩米	1,666	1,020
御国諸役所其外定用	2,133	6,552
御国臨時御入用	4,198	33,920
御国御入用惣〆	18,768	133,534
米金払合	59,926	133,534
差引御残金	9,088	

表2 嘉永4年鵜部屋橋御金蔵有物高

場所など	金(両)	銀(貫)	銭(貫文)
新御藏南戸前御封印御長持	71,000		
新御藏北戸前	15,000		
中の御藏西戸前御歩御長持		846	
中の御藏東戸前			6,000
新御藏の内 唐船番別御渡銀	3,516	3,001	
〆惣金にして	105,149		

は、「出入捷覽」に記載された収支を「所務会計」と、また付箋にある「御蔵払」にかかる収支を「御蔵会計」としたい。

(2) 「出入捷覽」の問題点と嘉永4年資産目録

「出入捷覽」を検討するうえでの問題は、次の3点である。

①支出の「御国御臨時御入用」には「御借財御返弁」が含まれているが、その合計と、最終年度である天保11年(1840)度に付された付箋に記されている「御借財御返弁高明和四亥所務ヨリ天保十子所務迄〆」高が大きく乖離。

②「御金蔵御有金」増減の理由。

③「御蔵払」の実態。

まず①は、毎年度の「御借財御返弁」を合計すると266,945両だが、「御借財・所務〆」高は492,095両とあり、22万両以上の乖離がある。また「御金蔵御有金」の毎年の増減と、所務会計の毎年度収支残高(表1の「差引御残金」)とは全く連関がなく、そのため②について「出入捷覽」から知ることはできない。この①②の問題について安澤氏は、「御金蔵御有金」が減少した年の減少高を集計すると21万両余となり、上記の乖離高とほぼ一致することから、「御借財・所務〆」=所務会計の「御借財御返弁」+「御金蔵御有金」の減少高とし、松江藩は債務返済を、毎年の所務会計と備蓄金である「御金蔵御有金」から支出した、すなわち上記②の、増減の「減」について、債務返済のためと推測されている。

②の「増」の理由について、安澤氏は嘉永4年(1851)資産目録とあわせて論じている。そのためここで、資産目録を紹介したい。なお資産目録について安澤氏は『松江市誌』所収史料をもとにしているが、安澤氏の分析後、松江市による史料調査により原本(三谷健司家所蔵『三谷家文書』)が確認され、幸いにも筆者はそちらを利用することができた。

本稿で「資産目録」と呼んでいる史料は、2通の一紙文書である⁽¹²⁾。そのうち1通は端裏に「嘉永四亥年見分之節、鵜部屋御金蔵御有物内訳」とあり、鵜部屋御金蔵の備蓄金に関する史料である(表2)。合計105,149両もの現物貨幣(「元文小判」「文政小粒」など、貨幣の種類も細かに記載)を、松江藩は蓄蔵していた。安澤氏は、鵜部屋御金蔵=「出入捷覽」の「御金蔵」とするが、筆者も同意である⁽¹³⁾(以下「御金蔵」で統一)。

もう1通は、嘉永4年と翌5年(1852)の「諸役所御有物」が記されている(『松江市誌』には嘉永4年のみ掲載)。まず表3の通り、様々な役所や会計の「有物」高が記載され、その後「此訳」として、それら「有物」がどのようななかたちで存在しているか、書き上げている(表4)。そのうち「御蔵入」を、

表3 嘉永4・5年「諸役所御有物」

役 所	嘉永4年	嘉永5年	役 所	嘉永4年	嘉永5年
御札座	103,683	109,378	御作事所	669	700
木実方	74,244	62,309	御立山	641	669
人參方	57,099	50,519	御普請方	2,023	2,084
常平方	28,260	28,252	郡方	234	212
寺社修理方別備金	16,326	17,566	御廄	507	510
御軍用方	10,369	10,505	隱州方	363	363
釜餌方	6,268	6,341	臨時御普請方	1,705	1,260
御紙方・雜紙方	3,515	3,195	御小人方	278	287
御勘定所・御貸方	1,569	1,741	御用所	233	230
山方	6,008	6,024	御道中方	290	328
鉄穴方	1,718	1,704	御鷹掘方	132	123
御殺生方	945	875	御武具方	168	170
郷方吟味役	1,554	1,612	御台所	204	210
御堀方	1,332	1,443	木苗方	107	119
材木方	1,152	1,202	御細工所・表御納戸	86	88
寺社町役所	1,053	1,042	御花畠	33	32
小買物方・過料方	1,338	2,123	荒木川方・新市川方	38	38
御船手	610	569	廻船方	7	5
		△右之寄	324,777	313,944	

註：単位は金両。1両未満非表示。

表4 嘉永4・5年「諸役所御有物」の「此訣」

番	項 目	嘉永4年	率	嘉永5年	率
①	御藏入	50,986	15	54,933	17
②	御用闇預	21,544	6	22,680	7
③	御貸付	196,243	60	181,674	57
④	志儀懸行	17,713	5	19,028	6
⑤	諸品有物代金積並御払代金追々取立可申分	36,033	11	33,468	10
⑥	当時御手当不相成候へとも年長相懸候ハ、御手当可相成分	2,256	0	2,160	0
	合 計	324,777	100	313,944	100

註：単位は金両。1両未満非表示。率は1%未満非表示。

安澤氏は御金蔵に繰り入れられた資金とし、②の「増」の理由とする。③については、安澤氏は不明とされている。

以上①、②に関する安澤氏の見解について、および③について、筆者は次のように考える。まず踏まえておきたいのは、「出入捷覽」は、表1にあるような収支項目を合計・差引しただけの内容であり、実際のカネの流れまでは反映していない点である。例えば所務会計に計上された幕府軍役支出について、大坂銀主からの借入を充てて数年で年賦

返済した場合、「出入捷覽」で算出される毎年の収支と、実際の松江藩のキャッシュフローは別物となる。恐らく松江藩にかかる現金（およびその原資となる米などの商品）の動きは、借入のほ

か御藏会計や諸役所会計もあわせて考えなければならず、その復元は困難だろう。前置きが長くなつたが、要するに②の「御金蔵御有金」の残高が「出入捷覽」収支と合わないのは当然であり、①の債務残高に関する「出入捷覽」記載の問題も、「御金蔵御有金」と結びつけるべきではない。「御金蔵」は、単に「国元における松江藩保有現金の置き場所」だと筆者は考える。

ただしこの点、松江藩が大坂銀主などから資金を借り入れたことを、筆者は前提としている。しかし表1をみると、「出入捷覽」には借入の記載がない。そのため安澤氏は、上記の分析にあたり借入の存在を念頭に置かれていない。「出入捷覽」に全く借入が記されていないことは、そのまま「松江藩は全く借り入れなかつた」ことを示すのだろうか。もし借入があれば、上記①・③の問題も解決する（①は新たな借入で返済、③も借入により御藏会計の財源を確保）。

2. 松江藩の借入について

(1) 松江藩と上方銀主

ここでは前章最後に挙げた疑問である、「出入捷覽」期における松江藩の借入について、特に上方銀主との関係をみていきたい。まずは「出入捷覽」期以前について検討しよう。松江藩と上方銀主との金融関係を示す史料は、管見の限り寛文10年（1670）の大坂鴻池善右衛門家算用帳が初見である^[4]。算用帳には、同家保有債権のなかに、松江藩（松平出羽守）あての銀20貫が計上されている。松江藩側の史料で

表5 栄三郎家への「助情銀」

年	高
元文元年	20
元文2年	15
元文3年	15
元文4年	15
元文5年	25
寛保元年	17.5
寛保2年	13
寛保3年	19.5
延享元年	17.5
延享2年	15
延享4年	20
寛延元年	17.5
寛延2年	17.5
寛延3年	50
宝暦元年	50
宝暦2年	60

註：単位は銀貫。

は、寛文12年（1672）の財政収支⁽¹⁵⁾に「京・大坂・江戸御借銀之利分」銀366貫余が計上され、うち330貫余が京・大坂とされており、松江藩は藩政初期より、上方銀主からの借入に依存していたことがわかる。

松江藩に融資していた上方銀主のうち、鴻池屋栄三郎家について、中川すがね氏の研究がある⁽¹⁶⁾。中川氏によれば、栄三郎家と松江藩は貞享期（1684～1688）以来の関係で、天王寺屋五兵衛（蔵元）を介して融資が行われていた。さらに栄三郎家は元文元年（1736）以降松江藩より「助情銀」を給付され、宝暦期（1751～1763）以降は蔵元として活動した。「助情銀」は判明する限り、表5の通り松江藩から栄三郎家へ支払われた。さらに宝暦3年（1753）以降、松江藩は栄三郎家に「御助成銀」を支払った⁽¹⁷⁾。享和元年（1801）に松江藩が栄三郎家に「御助成銀」の支払停止を通告した書状⁽¹⁸⁾によれば、一年につき銀15貫を支払っていた。この書状が入っていた包紙

表6 「瀧川家公用控」にみる上方銀主来松

年	西暦	商人
元禄4年	1691	京都両替善右衛門
元禄7年	1694	大坂吉文字屋善右衛門
宝永2年	1705	京都両替善五郎
正徳元年	1711	京都両替善五郎
享保19年	1734	大坂御藏元泉屋利右衛門、大坂屋吉右衛門
元文元年	1736	大坂御藏元手代両人泉屋武兵衛、大坂屋利兵衛
寛延3年	1750	大坂天王寺屋五兵衛
宝暦5年	1755	大坂嶋屋市郎兵衛手代金兵衛

には「御助情」の文言があり、「助成」と「助情」は同義とみられる。

宝暦3年松江藩は、栄三郎家より貞享2年（1685）～享保10年（1725）に借り入れた債務銀1,798貫余を866貫余に減額させ、年40貫ずつ返済（無利子）することにした⁽¹⁹⁾。順調に返済が進めば22年ほど

で完済することになるが、実際には「御助成銀」の支払が終わった享和元年までかかっている。栄三郎家ではこの債権を「雲州御助成銀之株」と呼んでおり、「助成銀」は年賦返済が終了するまで同家が受け取る利子の意味もあったようである。元文元年以降の「助情銀」も、同様の意味があったと考えられる。享保10年までの債務について、元文元年頃にいったん年賦の約定を結び、「助情銀」の支払も始まったと推測したい。また「助情」「助成」とは、年賦に応じてくれた栄三郎家を松江藩が支援する、という意だろう。

栄三郎家以外では、城下町松江の御用商人瀧川家にかかる史料である「瀧川家公用控」⁽²⁰⁾に、上方銀主とみられる人物が松江を訪れ、瀧川家に宿泊した記事がみられる（表6）。中川氏による栄三郎家の分析とあわせ、およそ宝暦期頃までには栄三郎家・天王寺屋・泉屋などによる複数蔵元制が成立し、松江藩の財政運営を支えていたとみられる。

こうした上方銀主との関係は、「出入捷覧」期一「御立派」改革開始以降、どう変化したのだろうか。前述の通り「出入捷覧」には借入の記載が無く、安澤氏らは新規借入の存在を念頭に置いていないと、筆者は理解している。一方で「御立派」の中心人物朝日丹波による債務整理（年賦返済）がクローズアップされ、松江藩が債務を「完済」⁽²¹⁾したというイメージが作られている。栄三郎家の史料に基づくと、まず債務整理について、松江藩は栄三郎家からの債務15件分を明和5年（1768）に一本化（合計銀549貫余）し、ひとつの「株」としている⁽²²⁾。寛政5年（1793）には元銀が280貫余まで減少しており、一年あたり10貫程度返済したとみられる。前述の「助成銀」にかかる分とあわせ、当該期松江藩は少なくとも2件の年賦返済を、栄三郎家にたいし負っていたことになる。

では年賦返済以外、松江藩と栄三郎家の関係はなかったのだろうか。中川氏による栄三郎家の経営分析をみると、天明期（1781～1788）に同家は松江藩の江戸仕送りを担当し、月1%の利息を得ていた。天明8年（1788）の決算には、対松江藩の債権銀752貫余、および松江藩からの利息収入銀17貫余が計上さ

れている。その後栄三郎家の経営は安政期（1854～1859）以降しか判明しないが、やはり松江藩への融資は継続し、安政5年（1858）の対松江藩債権は銀1,006貫余、利息収入は銀57貫余となっている。

また寛政6年（1794）11月、松江藩は栄三郎家にたいし扶持米の「増引方」（削減幅の拡大）を通告したが、その理由として「当夏御公役被蒙仰候ニ付而、御入用御急手之処は御借用等を以御手当も相済候得共、追々御返弁も差向御難渋ニ付」と、同年からの「公役」のために調達した「御借用」の返済を上げている。松江藩は同年より「関東川々御普請」を命じられ、「出入捷覽」によれば翌7年（1795）度とあわせ所務会計より金3,322両、御藏会計より28,477両を支出していた。「御急手」とあることから、まずは普請開始当初の資金を借り入れたとみられる。

以上から、松江藩は財政運営に借入による資金調達を組み込んでいた—他藩であれば、改めて論じるまでもないことだが—、と本稿では考える。「御立派」改革の中心人物であった朝日丹波は、前述の通り藩政掌握直後から債務整理をすすめ、栄三郎家の史料にもその形跡を確認できた。その目的は、返済額の抑制による収支改善もあるが、朝日は「諸銀主ニ会シテ既往ノ不実ヲ謝シ、後來ノ信ヲ約」すことが重要と認識していた。他にも朝日は上方銀主に江戸費用の融資・送金を任せ、融資に対しては翌秋の年貢米にて返済する、諸藩でみられる一般的な江戸送金体制を維持した。そうすると、短期であるが利子が発生する。朝日は融資を受けずに国元から「正銀輸送」を行えば利払いが発生しないとしつつも、次のように述べる。

御藏元ノ因ミヲ失フトキハ、江戸表ノ臨時ノ変アル時ノ備ヘナクシテ安カラサルノ憂ヒアランコトヲ慮リ、利子ノ費ヲ厭ハスシテ御藏元ノ親ミヲ結ヒ給フ²³⁾

「御藏元」＝上方銀主との関係を絶ってしまうと、江戸の臨時支出（単に藩邸費用のみならず、幕府からの軍役賦課も含むだろう）に対する備えが無くなってしまい、財政運営に不安が生じる。そうならなければ、利子を支払ってでも銀主との関係を継続すべきである。このように、朝日は財政運営—江戸送金および臨時支出—に上方銀主を組み込んだうえで、「御立派」改革をスタートさせていた。そのため「出入捷覽」に記載が無いからといってイコール借入がないとはやはり考えにくく、松江藩は諸藩と同様に、江戸送金や臨時支出について上方銀主を中心に融資を受けていた、と本稿では理解したい。

（2）幕末松江藩の上方資金調達

本節では、幕末松江藩が上方においてどのように資金を調達していたか、鴻池屋栄三郎家の史料から検討したい。「御立派」改革においても維持された上方銀主との関係は、幕末に至りどのようなかたちになっていたのか。幕末の資金調達体制を、「御立派」改革以来の松江藩財政運営の到達点と位置づけたい。

まず上方銀主との関係だが、嘉永7年（1854）、尾道の雲州廻米問屋橋本吉兵衛が松江に「廻勤」に赴いた際の記録によれば²⁴⁾、このとき藩主の代替わりのため京都御用間・大坂蔵元も来松していた。京都御用間は湍長兵衛で、寛文12年収支に同家への「被下銀」10貫が計上されており²⁵⁾、かなり早い時期から松江藩と関係を築いていたことがわかる。大坂蔵元としては天王寺屋五兵衛・鳴屋市兵衛・鴻池栄三郎・泉屋栄之助の4家が挙がっており、栄三郎家以外の3家は全て表6にもみることができる。松江藩は18世紀中頃からこの4家による複数蔵元制²⁶⁾を探り、幕末まで継続していたことがわかる。

次に、栄三郎家と松江藩の関係を詳しくみていきたい。表7は、栄三郎家の「勘定帳」²⁷⁾より松江藩関係の支出・債権・債務を整理したものである。支出の加入利払は、債務の加入銀にかかる利子である。栄三郎家は対松江藩融資資金の一部を、他人資本を借り入れて調達していた。中川氏の分析によれば、

表7 栄三郎家「勘定帳」における松江藩関係支出・債権・債務

年	支出			債権				債務			備考
	加入利払	蠟代銀預利払	類焼借入利払	御買上之株	臨時費用年賦	月並出金	御臨時手当生蠟代預ヶ	御屋鋪へ加入銀	生蠟代銀預り	類焼につき借入	
安政2年	3	5	5	239	288	347	-	37	60	115	
安政3年	3	2	3	238	407	372		36	63	109	臨時年賦に「禁裏御手伝」あり
安政4年	3	3	2	238	438	330		36	88	102	臨時年賦に「安治川御警衛」あり
安政5年	4	4	1	237	242	476		51	111	96	
安政6年	-	5		236	198	124		48	155	90	月並出金が「末年月並鳴市加入之株」と変化(この年のみ)
万延元年	-	10		235	179	-		48	-	83	
文久元年	-	-		234	117	142	78	194	78	77	加入銀に小西佐兵衛加わる
文久2年	10	4		233	289	212	219	460	219	70	加入銀に鴻池善右衛門加わる、臨時年賦に「二条城警衛」あり
文久3年	30	11		232	393	368	238	717	238	64	
元治元年	31	11		230	416	414	188	822	188	57	
慶応元年	44	14		229	329	269	334	641	334	51	
慶応2年	18	16		229	326	454	243	727	243	45	臨時年賦に「長州防戦御用」あり
慶応3年	52	11		228	439	236	100	571	100	38	臨時年賦に「長州防戦御用」あり
明治元年	45	7		223	439	321	100	642	100	32	
明治2年	43	7		215	439	321	100	641	100	25	
明治3年	45	7		215	439	248	-	491	-	25	
明治4年	-	-		212	696	-	-	491	-	25	

註：単位は銀貫、1貫未満非表示。

当該期栄三郎家が預かった松江藩向け加入銀の利率は月0.5~0.7%で、栄三郎家による松江藩への融資利率は月0.6~0.8%だった⁽²⁸⁾。さほどの差益はみられず、むしろ松江藩からの融資要請に応じることを優先して加入銀を募っていた。

蠟代利払は債務の製蠟代銀にかかる利子で、ほか債権にも「御臨時手当生蠟代預ヶ」が計上されている。栄三郎家と松江藩とのあいだで交わされた「生蠟代銀請取通」⁽²⁹⁾によれば、文久元年(1863)9月以降栄三郎家は、生蠟代銀を月利0.4%の1年返済、表7に挙げている額を数回に分けて借り入れていた(慶応2年(1866)まで)。この条件による生蠟代貸借が始まった前月の文久元年8月に、栄三郎家の手代と鴻池善右衛門家の手代との間で、次のようなやりとりがなされている⁽³⁰⁾。

手控

一雲州生蠟代銀組合割ニ而預り銀尊店え御預り被下度、是を為引宛御臨時御用之節御出銀奉願上候事

但蠟代ハ月四朱之利

御臨時御用ハ月六朱之利

以上

この史料から、松江藩の生蠟代銀は「組合」(4軒の蔵元を指すか)に割り当てられたが、栄三郎家は割当分をそのまま鴻池善右衛門家へ預けた。そのうえで栄三郎家は善右衛門家に対し、その生蠟代銀を担保として、松江藩の臨時支出に対する融資に加わるよう要請している。実際慶応2年(1866)12月には、同年6月に松江藩より栄三郎家が預かり、そのまま善右衛門家へ預けられた生蠟代銀71貫余を栄三郎家が借り入れ、松江藩へ融資した⁽³¹⁾。表7では、生蠟代銀預かりと同額が「御臨時手当生蠟代預ヶ」に計上されており、栄三郎家が松江藩より借り入れた全額が、善右衛門家の手に渡っていた⁽³²⁾。

中川氏によれば、松江藩は栄三郎家にとって有利な融資先であり、関係を保つために善右衛門家の加入銀を導入したという⁽³³⁾。表7債務の加入銀をみると文久2年(1862)から急増しているが、備考に記した通りこの年から善右衛門家からの加入銀を計上したためである。同年の加入銀は390貫余で、元治元年(1864)には708貫余まで増加した。

表8 明治4年7月松江藩債務

借 先	借入年	元高	M4年7月 残高
朝廷	慶応4年	198,166	160,000
中井新右衛門	慶応4～明治4	11,100	9,700
菅沼（播磨屋）勝藏	明治2～3	2,000	1,600
瀧川万吉	明治3年	2,000	2,000
馬喰町	文久3～慶応3	29,000	25,500
岩田鉢三郎役場（笠松代官）	元治元～慶応2	822	639
中山誠一郎（甲府代官）	元治元年	700	700
寛永寺	慶応2～3	3,000	2,950
田中（米屋）久右衛門	明治4年	2,550	2,550
山本弥太郎	明治3年	2,000	2,000
山中（鴻池）栄三郎	明治3～4	4,000	4,000
浅田（鳴屋）市兵衛	明治3～4	5,000	5,000
住友（泉屋）栄之助	明治3～4	3,700	3,700
長田作兵衛	明治4年	15,000	15,000
出雲屋孫右衛門	明治4年	2,000	2,000
白山彦五郎	明治4年	20,300	20,300
菱屋吉兵衛・丹波屋七兵衛・布屋小兵衛	明治4年	3,864	3,864
森脇甚右衛門・永井甚兵衛	明治4年	10,000	10,000
北国屋九右衛門・林三郎	明治4年	3,500	3,500
郡市人別調達	慶応4年	26,761	25,274

註：「藩債帳」（『島根県行政文書』県松江引-01-29）より作成。
単位は金両。1両未満非表示。

人物朝日丹波の方針通り、毎月の江戸仕送を大坂蔵元に頼り、翌年度には返済していた。また軍役などの臨時支出費用も大坂蔵元に出資を要請し、これも数年で返済していた。こうした関係は幕末期に限らず、「出入捷覧」期から続いたものと考えたい。いわゆる「永年賦」にあたるような行為は天明8年の「株」買い上げ以降確認できず、松江藩は大坂蔵元たちと極めて良好な関係を維持し続けていたとみられる。さらに表7では、生蠣代銀などを栄三郎家に融資しているが、資産運用の意味と、借入のための担保の意味があった。

なお松江藩の債務高は、筆者は廃藩以降の史料でしか確認できなかった（表8）。明治政府による諸藩への貸付金（石高1万石につき1万両）や旧幕府関係を除けば、最大の貸し手は大坂の白山（炭屋）彦五郎、その次はやはり大坂の長田（加鳴屋）作兵衛となっている。その一方で、従来蔵元を務めていた4家のうち天王寺屋は名前すら見いだせず、他の3家を合わせても長田作兵衛にも及ばない。また表7の臨時支出年賦をみると、慶応3年から明治3年まで銀439貫で一定しているが、これは松江藩が年賦借入・返済とも停止していたためである。明治4年（1871）に増加しているが、月並出金の分と年賦未返済分をあわせて新たに10ヶ年賦の約定を結んだためで、やはり松江藩と栄三郎家の関係は変質しつつあった。恐らく松江藩は、新たな銀主への乗り換えを目論んでいたとみられる。

3. 松江藩の資産と藩領経済

(1) 資産目録について

前章の分析により、松江藩は他藩と同様大坂などの銀主と関係を結び、資金調達など財政運営に活用していたことを確認した。そうなると、前述「出入捷覧」の疑問①～③は、やはり借入があったことを前提に考える必要がある。続いて本章では、第1節で触れた松江藩資産目録を詳しく分析し、「出入捷覧」の疑問について筆者なりの見解を示すとともに、松江藩における資産の存在が、財政運営および藩領経済にどのような影響を与えていたのか、考えてみたい。

続いて債務の類焼借入およびその利払は、嘉永6年（1853）に栄三郎家が火災に遭ったため、松江藩が支援した資金である。債権「御買上之株」は、前述の明和5年（1768）に一本化し、ひとつの「株」とした債権のことで、松江藩は天明8年にその株を買い上げたが、支払は大豆代金による年賦で、元銀100貫につき800匁を別に払った。実質的に、年利0.8%の長期年賦返済である。臨時費用年賦は、備考に記した用途などで松江藩が栄三郎家より借り入れ、およそ2～5年で完済している。月並出金は毎月の江戸仕送で、蔵元4軒に担当額が割り当てられ、栄三郎家に対しては、基本的に翌年度には返済された。

以上から、松江藩と栄三郎家（をはじめとする大坂蔵元）との関係を、次のように考えたい。松江藩は「御立派」改革の中心

表9 集計データに用いた史料一覧

番	史料番号	表題
1	県松江引-01-66	旧松江藩引継 貸下金穀
2	県1-11-M05~06-05	年賦貸附並取替帳 木実課
3	県1-01-M04-2	旧松江藩 貸下金取立元帳 第二十八号ノ内一
4	県1-01-M06~21	旧松江藩 貸下金取立元帳
5	県1-11-M05~06-05	生蠅・蠅燭・油代不納書出帳 木実課
6	県1-11-M05~06-05	油方年賦并取替帳 木実課
7	県1-11-M05~06-05	櫨実代前貸帳
8	県1-01-M06-1	旧松江藩 貸下金取立元帳 第二十八号九冊ノ内三
9	県1-01-M05-1	一時貸下帳 出納課
10	県松江引-01-44	諸役所人別御取替帳
11	県松江引-01-44	御手船方志儀場置貸付帳
12	県松江引-01-44	御貸付帳 極幣引受
13	県松江引-01-28	窮民救助貸渡錢皆納仕訳帳 旧松江県
14	県松江引-01-36	旧松江県・広瀬県・母里県 貸附記
15	県松江引-01-44	慶応四辰四月改 御家中・郷町 場置御貸付帳
16	県松江引-01-44	年賦帳 銄鉄方
17	県松江引-01-44	別預物帳
18	県松江引-01-21	利附貸居・無理貸居・返納目的無貸下帳 出納課

前述の通り、表2は「御金蔵」に蓄積された現物正貨、表3は各役所が保有していた資産、表4はそれがどのような状態にあるかを示している。ここでは表3と表4を、特に分析したい。

表3には、計38の役所、合計32万両前後の資産が計上されている。江戸・京都・大坂の諸役所は含まれていないが、それらは除外されて国元諸役所の資産に限定されているのか、挙がっている諸役所のもとに各地諸役所

の資産も集計されているのか、今のところ不明である。また表4のうち、①の「御蔵入」について安澤氏は、「御金蔵」に繰り入れられ、債務返済などの支出に充てられたと推測する³⁴⁾が、筆者は単に正貨で蓄蔵されていた資産と理解したい。両論とも確証はないが、安澤説の如く「御金蔵」に入ったあと御蔵会計の一部として利用されたとすると、それは「諸役所」の「御有物」には当たらないのではなかろうか。諸役所から御蔵会計への融資という可能性もあるが、札座などある程度正貨保有が必要な役所もあり、このように考えたい。

そのほか②～④および⑤の「御払代金追々取立可申分」は松江藩が保有する債権、⑤の「諸品有物代金積」は在庫（専売にかかる品々であろう）になる。⑥は、今後入金予定ということだろうか。債権に類するものだけで、全体の7割以上を占めている。表2の御金蔵備蓄正貨をあわせても、松江藩資産の6割前後が融資に回されていたことになる³⁵⁾。

表3の内訳をみると、藩札を発行した札座がおよそ1/3を占めている。松江藩は延宝3年（1675）より藩札を発行し、文政7年（1824）～慶応3年（1867）にかけ、銀札13,170貫余・銭札2,254,609貫文余を発行した³⁶⁾。嘉永4年頃の藩札発行高は不明だが、少なくとも表3の札座保有資産高よりは多く発行していただろう。札座保有資産は、どのように蓄蔵されたのか。ひとつは、藩札の引替準備として正貨で置かれていた分があるだろう。ただ表4の「御蔵入」を正貨蓄蔵分とする筆者の考えに基づけば、それが全て札座の資産－引替準備正貨－だったとしても、札座保有資産全体の半分程度しかない。そのため札座保有資産の大半が、やはり債権として存在したとみるべきだろう。

札座以外では、櫛蠅・人参の製造・取引を管轄した木実方・人参方の資産が多い。松江藩では延享4年（1747）に御細工所元締稻塚和右衛門・同立合役景山総七が櫛木の植樹・櫛蠅製造を立案して藩の許可を得、稻塚・景山は木実方元々に任命された³⁷⁾。人参方は文化14年（1817）に常平方（後述）附属となってから規模が拡大され、天保14年（1843）に銀1,269貫余の収益を上げて以降、毎年銀数百貫程度の収益を得ていた³⁸⁾。両役所の資産の多さは櫛蠅・人参が松江藩専売における主力商品だったことの現れであり、松江藩の「ドル箱」だったことがわかる。

そのほか様々な役所が挙がっているが、幕末に松江藩軍用方書役を務めた重村俊介の著述『旧藩事蹟』によれば、諸役所の会計で予算未消化が期末に発生した場合、各役所で管理する場合と常平方（勘定方管下）へ移される場合があった³⁹⁾。表3にある諸役所は、前者に該当するとみられる。常平方は、がんらしい藩内日用品物価の「平衡を得る」ための役所だったが、資金不足のために機能せず、「御立派」改革時

に強化され、価格が高騰した商品を他国から購入するなどの対策を執ったとされる⁽⁴⁰⁾。

(2) 幕末・明治初期松江藩資産と藩領経済

以上の通り、松江藩の財政経済政策を担った役所を中心に、様々な役所が資産を貯め込み、全体でみれば莫大な資産を形成し、その過半が融資に回されていた。それでは松江藩による融資（資産運用）は、どのように行われていたのだろうか。今のところ関連する史料は、廢藩置県後に旧松江藩による融資を島根県が回収するため作成・収集された帳簿類しか、筆者は見いだしていない。そのうち表9に掲げた帳簿について整理・集計したデータ（以下、「集計データ」とする）に基づき、松江藩による融資の実態をみていきたい。なお関係する島根県作成帳簿はほかにも伝存しているが、他の帳簿と内容が重複したり、記載の解釈が難しいなどの問題があり、本稿ではひとまず表9掲出の史料に限定した。

集計した融資のうち、藩政期にあたる明治4年（1871）7月までの融資と確認できた分は542件（元本は金98,603両余、銀513貫451匁余、銭1,373,458貫文余、米831石余、糀3,368石余）である。うち8万両は明治元年（1868）朝廷への融資、14,700両余は広瀬・母里の両支藩など大名向けの融資、1,463両余は前節で触れた鴻池屋栄三郎家および天王寺屋五兵衛の大坂銀主向け融資で、残りが領内向け融資である。以下、集計データについて表3に挙がった諸役所ごとに検討したい。なお、念のため強調しておきたいが、これは現段階で筆者が集計し得た数字であり、松江藩融資の全体像ではない。また全て、廢藩前後まで回収されなかつたが故に島根県に引き継がれた融資であり、実際にはこの数倍の件数・金額が融資され、回収されたと考えられる。

○札座

札座にかかる融資は、20件確認できた。うち2件は母里・広瀬両支藩に対する融資、残りは全て領民への融資である。母里藩に対する融資は、文政6年（1823）11月に札座より銀100貫、大坂で松江藩が借り入れた150貫の計250貫を原資とし、20ヶ年賦・月利0.6%とされていたが、廢藩時には102貫余が未返済だった。広瀬藩の場合はやや複雑で、松江藩は文政2年（1819）・同10年（1827）に大坂蔵屋敷の「家質借」によって調達した銀500貫を原資として広瀬藩に融資したが、同11年（1828）3月、未回収分360貫について、札座の資金により家質借の債務を返済し、同年暮以降、広瀬藩からの返済は札座に「入戻」とされた。

領民への融資18件のうち、14件は年利4～10%、4件は無利子である。無利子のうち3件は、明治6年（1873）島根県に返済延期願を提出しており⁽⁴¹⁾（以下、「延期願継」とする）、いずれもその文言に「日歩元備として」借用したとある。「日歩元備」にかかる返済延期願を提出したのは松江町の裏辻九右衛門、天神町中村久次郎（改め厚蔵）、石橋町土屋豊十郎の3人で、融資額は裏辻・土屋が銭1,650貫文、中村が2,500貫文である。「延期願継」には、上記3件以外に6件の札座関係願書が収録されているが、うち5件が「日歩錢拝借」の返済延期願だった（集計データには含まれていない）。融資時期が確定した4件はいずれも嘉永期（1848～1852）で、「日歩錢拝借」は少なくともその頃から実施されていたことがわかる。

また明治4年12月（ア）、同5年（1872）3月（イ）、同年6月（ウ）の「日歩錢拝借」に関する帳簿が伝存している⁽⁴²⁾。ほか島根県が旧松江藩融資の未回収分や回収延期分をまとめた帳簿（エ）⁽⁴³⁾にも、「日歩錢拝借」に関する記載がある。ここではこの4冊の帳簿から、「日歩錢拝借」の実態を検討したい。まずアには冒頭「裏辻九右衛門引受」と、イ冒頭には「引受町」として城下の西茶町・茅町・末次町・中原町・片原町・元材木町・新材木町・漁師町の8ヶ町が列記され、最後にやはり裏辻九右衛門の名が記されている。ウは表紙に「白潟取引（「引受」と同義か：筆者註） 中村久次郎改厚蔵」とある。エは「日歩錢

表10 天保3年天王寺屋への融資

出資元	高
御銀方	87
300俵代銀	3
内籠銀	3
木実方	7
人参方	8
御買物方	1
御破損方	1
御内用銀	4
合計	119

註：単位は銀貫。

「押借」の返済困難・延期者について、裏辻・中村・土屋豊十郎の「引受」ごとに分けて記載されている（土屋の担当地域も城下の末次で、一部裏辻と重なっている）。

以上から、「日歩銭押借」は城下町の末次・白潟を対象とし、「引受」町人を通して住民に融資されていたことがわかる。融資方法は、ひとりあたり数～数百貫文が融資され、「日歩」の文言の通り1日0.06%の利息がつき、おおよそ70～170日程度で返済された。年利に換算すれば約21%で、集計データの最高利率は年10%であり、「日歩銭押借」は比較的短期・高利の融資だったことがわかる。またウによると、「日歩銭押借」は2～3月融資・7月返済（33件、元本9,820貫文、利息736貫文余）、7月融資・9月返済（21件、6,070貫文、265貫文余）、8～10月融資・翌2～3月返済（28件、8,720貫文、755貫文余）の3回にわたって実施されていた。なお「延期願」にあったように、「引受」3人は札座から「元備」の資金を借り入れていたが、その実態は無利息だったことくらいしか今のところ判明しない。「元備」資金を「日歩銭押借」の原資としていたと筆者は推測しているが、今後の課題としたい。

そのほか札座関連融資としては、三保関の「為替方」商人に対するものが7件ある。いずれも明治元年12月に融資され、年利3%、10ヶ月年賦であった。「為替」とあるが単に遠隔地間の送金請負ではなく、三保関に寄港した廻船に対し、荷物を担保として資金を融資する（融資額は荷物評価額の60～70%）システムである⁽⁴⁴⁾。米を例に為替方融資システムの意義を説いた史料⁽⁴⁵⁾によれば、北国米を積んで三保関に春頃入港した廻船はそれを担保に資金を借り、上方の米価が安ければ他の商品を取りしつつ米価上昇を待ち、逆に上方米価が高ければさらに米を買い足す。また風待ちのため三保関に長く留まる際、米価の高下によるリスクを回避するため為替を取り組んでおく。三保関はこうした為替方仕法を文政6年には既に構想し、藩へ願い出たようである⁽⁴⁶⁾。その後文政11年9月、三保関の問屋株所持者49軒の惣代4人および年寄・庄屋連名で再度願い出ている⁽⁴⁷⁾。文政6年の願書では、融資は月利1.2%、4ヶ月を返済期限とし、利息のうち0.2%分は藩へ納め、残り1%分は諸経費の支払いや三保関の利益としていた。文政11年願書では月利1.2%（取り分の記載なし）、3ヶ月を期限とし、さらに藩からの借入希望額を銀20～30貫とした。

最終的には文政12年（1829）6月に、郡奉行石川丈左衛門より「御免状」が下された⁽⁴⁸⁾。内容は文政11年願書に沿っているが、利息の取り分が藩1%分、三保関0.2%分と逆転していた。また三保関の惣代・肝煎問屋・年寄・庄屋の連名で、札座へ「為替元備」銀借用証文を提出したが⁽⁴⁹⁾、借入額は銀50貫と、文政11年願書にあった三保関側の希望額より大幅に増額されている。三保関の要請を受けた藩の側が、為替方仕法に対してより積極的になったとみられる。また三保関はその担保として、山々の松木を差し入れている⁽⁵⁰⁾。

銀50貫の融資といつても全額が一度に三保関へ渡されたのではなく、廻船と三保関為替方商人のあいだで交わされた借用証文（月利1.2%）が札座（の御用商人岡崎屋運兵衛）に送られ、その原資が札座から為替方に融資された（利息は三保関の取り分を差し引いた月利1%）。三保関が札座への返済を滞らせた場合、三保関が廻船から預かった荷物を札座が没収するが、万一火災などで荷物が失われた場合、三保関が担保として差し入れていた松木を札座が没収することとなっていた。以上の為替方仕法は廃藩まで続くが、集計データにあった明治元年12月の融資は利率など異なり、仕法立ち上げ時のシステムに基づいたものとは考えにくく、何らかの変化があったと思われる。

○御銀方

前述のとおり、集計データには大坂藏元鴻池栄三郎と天王寺屋五兵衛に対する融資があった。うち天王寺屋については詳しい史料があり⁵¹⁾、表3にも関わる内容のため、ここで分析したい。天保3年(1832)、松江藩「御銀方」と「諸役所七ヶ所」から「入込銀」として、銀119貫余が天王寺屋に融資された。「諸役所七ヶ所」とは、表10の「三百俵代銀」以下を指すとみられる。御銀方は、所務会計を司る勘定方の管下にある。表3に御銀方は挙がっていないものの、「御勘定所」が勘定方とすれば、御銀方の分も含まれている可能性がある。

また木実方などの資金が天王寺屋に融資されていたことは、札座の母里・広瀬藩への融資とあわせ、諸役所の資金が藩領外にも融資されていたことを示すが、領外融資分が表3に含まれているか、今のところ不明である。

○木実方

木実方にかかる融資は、210件と最も多い。明治4年8月の段階で、旧松江藩領内には「櫛烟」が4,114ヶ所、315町歩余あった⁵²⁾。うち229町歩余は「諸郡人別」によるもので、櫛蟻・油製造が民間の力をも活用した、松江藩における一大産業だった様子がうかがえる。

表9の2は、松江藩木実方を引き継いだ島根県木実課の作成で、藩政期の木実方融資も記載されている。藩政期の融資は141件で、うち7件が年5~8%の有利子、残りは全て無利子年賦返済である。融資理由が記されている16件をみると、有利子は2件、無利子14件で、山野を開墾して櫛木を植えたり、集荷した櫛を保管する蔵の建築費用など、櫛の生産・集荷・販売にかかるものである（利子の有無について、理由は判別できず）。6も木実課作成の帳簿だが、藩政期の分は3件（全体でも11件）しかない。また表9には挙げていない木実課作成の帳簿があと2冊伝存しているが⁵³⁾、いずれも島根県時代の明治5、6年頃の融資の可能性があるため⁵⁴⁾、集計データには含めなかった。ただ櫛実や油などの代金前貸し・未払いにより発生した債権をまとめたもので、藩政期にも同様の融資が存在した⁵⁵⁾。

そのほか表9の9と18に記載された融資には、朱で管轄役所が記載されているものがあり、木実方については64件確認できた。融資の理由は不明だが、全て年4~8パーセントの有利子で、融資額は銭100貫文から22,500貫文まで様々である。

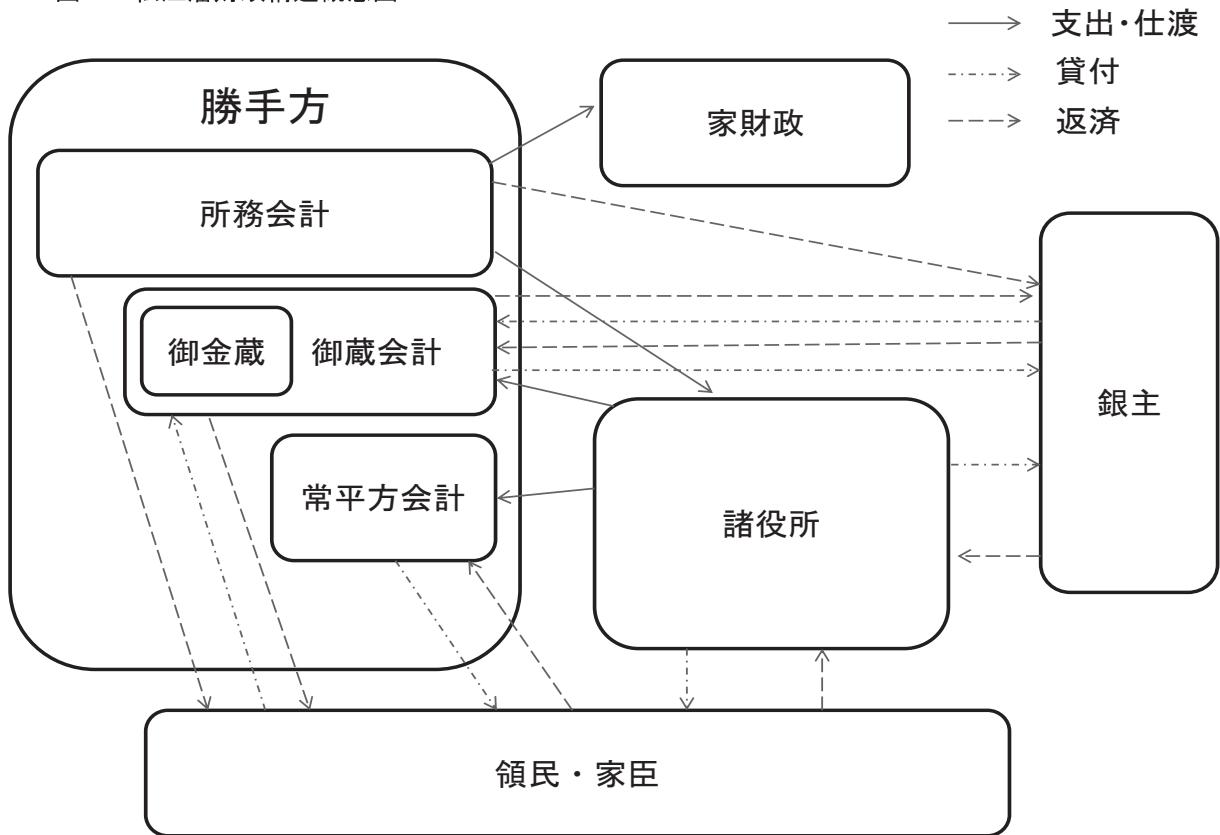
○人參方

人參方の融資は13件である。融資理由が分かるのは2件しかないが、1件は「御恵を以無利拝借」、1件は出雲大社国造千家尊澄・北島全孝の明治2年(1869)上京費のうち2/3を融資したもので、いずれも人參製造・販売とは無関係である（ともに無利子）。そのほか11件のうち、10件は年4~10%の有利子、1件は無利子である。

○常平方

常平方の融資は15件で、全て年5~8%の有利子、残念ながら融資理由の記載はない。集計データ以外では、前述「瀧川家公用控」に、文政2年12月、切川村の嘉兵衛に対し銭1千貫文を「常平方志儀場置錢」と偽って貸し付けたとして、瀧川家の当主傳右衛門が「戸メ」の処分を受けている。また文政10年(1827)より御留守居番頭、天保6年(1835)より大番頭を勤めた⁵⁶⁾松江藩土棚橋大象が記した天保2、6、8、12年の「組御用留」⁵⁷⁾には、各年4月と12月に、「常平方御貸錢」の受取期日に関する「土中」あての通達が記録されている。前者の場合、瀧川は融資の原資が常平方の資金だと偽ることで、借り主に対し返済圧力をかけたと考えられる。後者については、集計データには家臣向け融資は全く出てこなかつたものの、実際には常態化していたことを示す事例といえる。

図1 松江藩財政構造概念図



○手船方

表9の11は、手船方にかかる融資をまとめた帳簿である。表3に手船方の名は挙がっていない。廻船方が該当する可能性もあるが、今のところ筆者は手船方との関係を知り得ていない。手船方の融資は、帳簿に記載された6件すべてが野土鑪左衛門へのもの（総額銭33,534貫文余）である。野土鑪左衛門とは鑪株のことで、実際の経営は複数の鉄師「組合」により行われていたという⁵⁸。今のところ手船方が鑪へ融資した理由を示す史料を見いだしていないが、融資の対価として鉄を集荷し、大坂などへ廻漕して利益を得ていた可能性がある⁵⁹。

以上、島根県に伝來した旧松江藩融資関係史料から、藩資産の融資実態を分析した。例えば木実方による前貸櫨実集荷など、各役所の業務遂行のために必要な融資と、人參方にみられたように、その役所の業務とは関係ない用途に対して融資する場合があった。特に後者は各役所が予算未消化分を蓄積したり、普請など支出に備えて蓄えた資金を運用し、さらに利益を追求したと考えられる。表3に挙がっている役所ごとに、資産の蓄積・運用のあり方は多様だったと考えられるが、本稿では各役所の業務との関係についてのみ指摘しておきたい。

終わりに

以上、「出入捷覧」や資産目録などをもとに、松江藩財政を分析した。まず「出入捷覧」問題点に対する本稿の回答、および本稿の分析をもとに、財政構造を図式化すると図1の通りである。御蔵方・銀方・常平方などを管下に置く勘定方が所務・御蔵・常平方会計を運営し、そこから独立したかたちで諸役所の会計および藩主松平家の会計があると考えた。また「御蔵払」（御蔵会計支出）について、本稿ではその財源として借入および諸役所会計からの入金としたい。嘉永資産目録の「御蔵入」は、この入金とは

関係ないと本稿では考えるため、今のところ諸役所会計と御蔵会計との関係は不明である。しかし資産目録の通り莫大な資産を有した諸役所会計から、御蔵会計への支援が全く無かったとは考えられず、一定額存在したのではないか、と考えたい。

なお嘉永4、5年の財産目録が家老である三谷家に伝来したことから、諸役所の会計はある程度藩政首脳部には掌握されていたとみられ、筆者がこれまで検討した萩・佐賀藩などより、藩財政の一体化が進んでいたのではないだろうか。また藩主家の会計・資産については、今のところ全くその形跡を見いだせなかった。藩主家の資産は島根県の管理外である以上、本稿で用いた手法では、その規模や構造などを見いだすことはできず、今後の課題とせざるを得ない。

藩資産の運用については、松江藩は領内外の様々な相手に対し、様々な手段によって融資していたことが判明した。注目すべきは家臣・領民など領内向け融資であり、藩のもとに蓄積された資金の多くは、多様な手段によって領内に環流し、藩財政と藩領経済を一体化させる資金循環構造を形成していたのである。

注

- (1) 国文学研究資料館所蔵『松江藩松平家文書』。
- (2) 安澤秀一〔1999〕。
- (3) 上野富太郎・野津静一郎〔1941〕、479～484頁。
- (4) 安澤秀一〔2002〕。
- (5) 伊藤昭弘〔2007〕。
- (6) 伊藤昭弘〔2009〕。
- (7) 伊藤昭弘〔2011〕。
- (8) 伊藤〔2009〕。
- (9) 「出入捷覧」の記載初年である明和4年は、家老朝日丹波による「御立派」の藩政改革がスタートした年である。
- (10) 安澤〔1999〕。
- (11) 上野・野津〔1941〕、531頁。
- (12) 三谷健司家所蔵『三谷家文書』箱24-3-1～4。箱24-3-1と4が「諸役所御有物」に関する史料で、ほぼ同内容だが、嘉永5年分が朱で記載されているのは1のみである。箱24-3-2と3が、「御金蔵御有物内訳」が記されており、ふたつは同内容である。
- (13) 表2の史料には「天隆院様より御譲金壹万両ハ相除候高」との但書があるが、「出入捷覧」にも寛政元年以降「御金蔵御有金」に「御譲金壹万両ハ除之」とある。
- (14) 河原一夫〔1977〕263頁。
- (15) 「雲陽大数録」(『松江市史』史料編5 近世I所収、681～684頁)。
- (16) 中川すがね〔1990〕。
- (17) 中川〔1990〕。
- (18) 大阪大学日本史研究室所蔵『山中栄三郎家文書』。
- (19) 「覚」(『山中栄三郎家文書』)。
- (20) 「瀧川家公用控」とは松江市史近世史部会において使用している仮の呼称で(史料名は「万覚帳」「公用控」など)、『松江市誌』の編纂者上野富太郎家(個人蔵)と野津静一郎家(個人蔵)に伝來した筆写本である。
- (21) 乾隆明〔2008〕。
- (22) 「旧松江藩御助成銀之株指引覚」(『山中栄三郎家文書』)。
- (23) 「治国譜」(松江市史編集委員会編『松江市史』史料編5近世1、松江市、2011年所収、112頁)。
- (24) 「雲州廻勤之節日記」(森本幾子〔2008〕所収、41頁)。
- (25) 「雲陽大数録」684頁。

- (26) 中川〔1990〕。
- (27) 『山中栄三郎家文書』。
- (28) 中川〔1990〕。
- (29) 『山中栄三郎家文書』。
- (30) 『山中栄三郎家文書』。
- (31) 『山中栄三郎家文書』。
- (32) 栄三郎家が生蟻代銀を善右衛門家に提供し、代わりに加入銀を得ていたことについては中川〔1990〕で既に指摘されているが、松江藩・栄三郎家・善右衛門家の関係を示すために敢えて詳細に検討した。
- (33) 中川〔1990〕。
- (34) 安澤〔2002〕。
- (35) ただし表2に、表4の「御蔵入」が含まれている=表2の「御金蔵」は、松江藩国元全体の現物正貨の蓄蔵場所である可能性もある。その場合単純に表3と表4の合計額を足し合わせることはできない点、記しておきたい。
- (36) 「旧松江藩引継雜款」(島根県立図書館所蔵『島根県行政資料』県松江引-01-93)。このほか、「錢預」が、天保7年(1836)～明治元年に5,351,655貫文発行された。これまでの研究では、有力領民が発行する「連判札」の存在が指摘されており(詳しくは岩橋勝〔2012〕)、上野・野津〔1941〕では錢預と連判札を別のものとしているが、上記「旧松江藩引継雜款」には錢預の「仕出し」者ごとに発行額が集計されており、「仕出し」は連判札の発行を意味しているのではないか。本稿では錢預=連判札と考えたい。
- (37) 上野・野津〔1941〕238～242頁。
- (38) 上野・野津〔1941〕474～478頁。
- (39) 中原健次〔1997〕222～236頁。
- (40) 上野・野津〔1941〕330頁。
- (41) 「貸付金歎願書」(『島根県行政文書』県松江引-1-19)。
- (42) ア「貸下金穀」(『島根県行政文書』県1-1-M4-1)、イ「出納日歩錢御拝借上納人別名寄帳」(同、県1-1-M5-13)、ウ「日歩御貸附錢上納通」(同、県松江引-1-48)、エ「諸貸下人別上納口取調帳」(③に同じ)。
- (43) 「諸貸下人別上納口取調帳」(『島根県行政文書』県松江引-1-48)。
- (44) 「鳴根郡三保閑為替銀御窓書控写」(島根大学収蔵『定秀家文書』箱2-13-3)。
- (45) 「為替仕法書」(『定秀家文書』箱2-13-4)。
- (46) 「為替仕法書」。
- (47) 「鳴根郡三保閑為替銀御窓書控写」。
- (48) 「三保閑為御恵為替取組被仰付候御免状写」(『定秀家文書』箱2-13-5)。
- (49) 「為替元備銀証文御札座江差出候写」(『定秀家文書』箱2-13-1)。
- (50) 「為替元備銀証文御札座江差出候写」。
- (51) 「諸役所人別御取替帳」(『島根県行政文書』県松江引-1-44)。
- (52) 「人参木実ニ関スル件」(『島根県行政文書』県1-11-M5～6-7)。
- (53) 「生蟻・蠅燭・油代不納書出帳」と「櫨実代前貸帳」(『島根県行政文書』県1-11-M5～6-5)。
- (54) もとは藩政期に融資され、島根県時代に残高が確認された、という可能性もあるが、そう判断する材料がなかったため、集計データには含めなかった。
- (55) 稲塚和右衛門「木実方秘伝書」(『アチックミューザム彙報』10、アチックミューザム、1936年、本章では国立国会図書館の近代デジタルライブラリーにて閲覧した)。
- (56) 島根県立図書館郷土資料編集『松江藩列士録』第3巻(島根県立図書館、2005年)、275頁。
- (57) 天保2年「御留守居壱番組御用留」、同6年「大番壱番組御用留」、同8年「大番壱番組御用留」、同12年「組取扱御用留」(個人蔵『木幡家文書』)。
- (58) 仲野義文〔2005〕。
- (59) この点については、鳥谷智文氏よりご教示いただいた。

参考文献

- 伊藤昭弘〔2007〕「藩財政再考－萩藩を事例に」『ヒストリア』203
- 伊藤昭弘〔2009〕「続 藩財政再考－佐賀藩財政に関する一試論－」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』3
- 伊藤昭弘〔2011〕「藩財政は「窮乏」していたのか」荒武賢一朗・渡辺尚志編『近世後期大名家の領政機構 信濃国松代藩地域の研究III』岩田書院
- 乾 隆明〔2008〕『松江藩の財政危機を救え－二つの藩政改革とその後の松江藩－』松江市
- 上野富太郎・野津静一郎編纂〔1941〕『松江市誌』松江市
- 河原一夫〔1977〕『江戸時代の帳合法』株式会社ぎょうせい
- 中川すがね〔1990〕「近世大坂の大名貸商人－鴻池屋栄三郎家の場合－」『日本史研究』329、のち中川『大坂両替商の金融と社会』清文堂出版、2003年に収録
- 仲野義文〔2005〕「近世期松江藩領における鉅の経営と鉅株について－1つの鉅場の経営をめぐって－」横田町教育委員会編集・発行『鉄師絲原家の研究と文書目録：絲原家文書悉皆調査報告書』
- 中原健次〔1997〕『松江藩格式と職制』今井書店
- 森本幾子〔2008〕「雲州廻米御用と尾道商人－松江藩城下廻勤御用と出雲藩屋敷御料理仕出御用－」『関西大学博物館紀要』14
- 安澤秀一〔1999〕『松江藩出入捷覧』原書房
- 安澤秀一〔2002〕「松江藩出入捷覧と明治三年藩歳入歳出比較」松平不昧公生誕250周年記念出版実行委員会編集・発行『松平不昧と茶の湯』

〔付記〕 本稿で使用した松江藩側の史料は、全て松江市史編纂において収集されたものである。また本稿は、文部科学省科学研究費補助金（基盤研究C）「近世後期における藩財政像の再構築・藩有資産の構造と運用の研究」（研究課題番号：24520759）の成果の一部である。

(いとう あきひろ 佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授)

